

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会（第14回）議事概要

1. 日時：令和5年4月28日（金）13:30～15:27
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席委員：
井上委員、合瀬委員、大橋委員、上岡委員、清原委員、香坂委員、齋藤委員、茂原委員、高槻委員、寺川委員、中嶋部会長、中家委員、二村委員、堀切委員、真砂委員、三輪委員、山浦委員、柚木委員、吉高委員（磯崎委員は欠席）
4. 議題：
食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の施策の方向（基本計画等）〕

5. 主な発言内容： （中家委員）

- ・ 基本計画については、策定するだけでなく進捗管理を定期的に行うことが非常に大切。事務局資料にある「現状分析や課題の明確化、具体的施策、施策の有効性を示すKPIの設定を行うよう見直す」ことは是非実施してほしい。ただし、農業をめぐる環境は日々変化していることから、基本計画の策定は5年に一度でよいが、検証は最低年に1回は行う必要があるのではないかと。また、こうした情報を広く公表するような情報発信の在り方も含めて検討してほしい。
- ・ 自給率の45%目標の達成は現状ではなかなか難しいが、この数値目標に常に注視しながら適切な施策を講じていく必要。新たな主要課題に関して数値目標を設定することについては、基本的に賛成。ただし、その数値目標を決めた後の具体策やスケジュールをどう設定するかが大切であり、詳細は引き続き議論が必要。
- ・ 行政組織や団体の責務等については、情勢が厳しさを増す中で、適正な価格形成や環境負荷軽減を進めていくためには全ての関係者が主体的に解決に取り組むべき。その努力や役割についての記載を強めることを検討してほしい。
- ・ 団体等の役割に関しては、資料のとおり、地域農業や農村の維持発展のために役割を發揮していくことが重要。JAグループ含めて団体や自治体の職員数が減っている中で、地域の実情に応じてそれぞれが連携強化していく点も重要。JAでは合併が進み、1県1JAのところもある。自治体や関係団体が丸投げ、押しつけするのではなく、地域農業の発展に向けて一体となって取り組んでいくことが大切と改めて認識。

（清原委員）

- ・ 今回の資料全体について、平時の食料安保と不測時の食料安保という組み立てで整理されている点は大変重要。ただ、世間一般は不測の事態に目が行きがちだが、両立してこそその食料安全保障であることを確認すべき。国内の生産資源や生産基盤、調達する手段がなければ不測の事態にも対応できない。
- ・ その上で、垂直的な組織を法的に位置付け、支援する体制が明記されるのは非常に重要。
- ・ また、農業者や事業者の努力等が法律上記載されているが、平時と不測時の両方の食料安全保障の観点から、これらの事業者にも役割がある。まず存続してもらう

ために健全な経営をしてもらう必要があり、原価を賄える利益を得てもらうために、市場の適正な価格形成が実現されないといけませんが、これらには消費者や行政機関も関わってくる。緊急時だけでなく、平時から食べ物を作るにはコストがかかることについて理解するといった消費者の役割もあるのではないかと。

- ・ 今回の資料で示された全体の方向性は良いと思う。

(上岡委員)

- ・ 今後、基本計画において実行性を高めるための施策ということで、PDCAサイクルに活用できるようなKPIを定めるとあるが、消費者と生産者双方の行動の観点から、食料自給率は引き続き重要。現在の基本計画で提示された食料国産率も今後どう活用していくのかもあるが、是非生産者の努力が見える指標を今後も議論していく必要。何をKPIとするかについても議論の余地があるが、みどり戦略を進めていく上では環境面、多面的機能の面で何かしらのKPIを設定できないか。国際的な観点や目標との兼ね合いも視野に入れて検討すると良い。
- ・ 関係事業者の役割に関して、食品産業や加工・流通においても、国民のWell-beingやグリーンといった社会の方向に導くような政策も今後必要。また、今後ますます地域に根差すJAグループのような農業団体の役割が大きくなって、消費者と生産者を繋ぐ農協や生協の役割も重要となる。これらの団体と自治体との連携がしっかり図られるべき。
- ・ 今後の食料安全保障のために、世界の人口や食料生産能力、環境の変化、不測の事態等を考えていくという全体の方向性は非常に良いことと考える。

(堀切委員)

- ・ 今回の事務局資料は全体的にこれまでの議論も踏まえて、的確に整理されていると思う。
- ・ 基本計画の見直しの方向は概ね妥当。KPIの設定も必要であるが、その意味や前提条件を分かりやすく国民に示していくことが大事。その見直しについては、果たして5年に1度でよいのか。世界の情勢は日々刻々と変わっている。英国では3年に1度、議会に報告しており、PDCAサイクルを早く回していくことが大事。
- ・ 食料自給率は、平時と不測時でその数字は変わってくる。カロリーベースの自給率は、不測時には生命維持に必要な熱量をどの程度国内で提供できるかという指標になるが、分母は平時の食生活を反映したもの。食生活が変われば自給率は変動するし、不測時の指標としては必ずしも適切ではない。自給率はあくまで指標の一つとし、その見直しを常に行う必要。よって、自給率は国内生産の努力目標の意味もあるが、平時はあくまでマーケットインの考えの下、消費者に受け入れられるものの生産を促すことを目標とすべきだし、そういうものだとPRすべき。
- ・ 自給率の裏側には約6割の輸入があるので、輸入の安定供給も国民生活に重要な影響を与えるもの。海外投資等も含めて、安定輸入、安定調達のための何かしらのKPIを考える必要。
- ・ フードシステムを機能させるための団体として、垂直的な組織が必要とあるが、記載されているEUの業種間組織、フランスの専門職業間組織は、実際は水平的な組織なのではないか。また、仮にそのような新たな組織を作るにはかなりハードルが高い作業になるのではないかと。検討にあたっては、まずその組織がどのような機能

を果たすべきか、社会的な便益を検証すべきではないか。単純に組織を作ればよいという考え方には違和感がある。

(香坂委員)

- ・ 堀切委員と上岡委員のKPIに関する意見には同意する。現在インドに来ており、レセプションに参加する機会があったが、G20の議長国として、また、中国に次ぐ小麦の生産量など輸出国としての誇りを感じた。インドの最近の食料情勢はどうかと尋ねたところ、逆に「日本は困っているのか」と問われた。資源外交や食料安全保障において、新興国の動向は非常に大切だし、人口が増えている国など、状況が大きく変わってくると感じた。これは、P. 6の見直し方向に関するコメント。
- ・ G7の宮崎農業大臣会合では、環境保全と食料安全保障のバランスが議論され、今回の資料にもフードシステムを機能させる団体の役割の中で持続可能性についても言及されているが、こういった垂直的な取組は大切。ただし、単に垂直的な取組というだけでなく、(P. 15の(3)にあるような)幅広い関係者の役割、またこれらに加え、幅広い関係者の役割や、プロ集団としてのサービス事業体が効率的な経営を支えていくといった点も重要。
- ・ 上岡委員からKPIについて、みどり戦略との兼ね合いに関する意見があったが、生物多様性国家戦略や気候変動に関する目標等の指標を横目に見ながら検討していくことが重要。

(齋藤委員)

- ・ 最初に食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標について、我々農業者、現場にとっては、しっかり目標を掲げていただいて、例えば5年後にはここまで達成しましょうということを品目毎に出していただければ、経営の目標、それから若い経営者の指標となって大変良くなるのではないか。
- ・ 不測時における食料安全保障は、不測時の基準が非常に曖昧で、他国は基準はあるということだが、不測時の定義をどうするか。我々法人協会では、BCPについて、色々な被害要因を検討しながら、会社の方で計画を立て、社員の皆さんがわかるようにやり始めている。不測時がどのような場面を想定しているのかによって、様々な対応があるだろう。それを事前に法律でしっかり明記して、我々現場、食べていただく消費者、こういう時はこうなるということがわかると非常に安心できるのではないか。当然国内生産だけでなく、輸入や、備蓄がどの位あるかも関連する。これは、精神的な安心に繋がると思う。
- ・ 行政機関の箇所に書いてある「一経営体当たりの経営耕地面積は拡大する傾向にある」というのは皆さん認識していること。今後ものすごい勢いで経営面積が増えるだろうが、実際、我々農業現場では、今の単価では経営拡大は非常に難しいと思っている。実際、これまでの部会でも、今、ざっくり120万人以上の農業者がいると思うが、2040年には25万人まで農業者が減り、5分の1の農業者になりながら食料を生産するようになる。20年前の食料・農業・農村基本法でまだまだ達成していない中で面積が増えることは、農地の基盤整備、区画拡大、集積・集約が伴わないと、とても経営ができない。特に小規模な兼業農家は、今後、未来永劫ずっと続けていくことはあり得ないということは皆さん御承知だろう。今、そのような人達と一緒に現場で食料生産しているが、彼らのリタイアに伴って規模拡大や面的な集積がで

きるようなインフラを作っていただきたい。これなしに25万人まで農業者数が落ち、4倍の面積拡大の可能性があるとと言われても、耕作放棄がどんどん進んでしまう。行政を中心に農地の基盤整備をお願いしたい。

(茂原委員)

- ・ 食料安全保障をめぐる課題は幾つもあり、自給率目標だけでは不十分。新たな数値目標を設定することの検討を深めるべき。
- ・ 基本計画自体の中身を議論する際には、食料安全保障のほか、農業や農村なども含めて検討すべき。
- ・ 管内の土地改良区は、国営の水路を含め、施設の維持管理に難儀している。食料自給率の向上や食料安全保障にも資するので、国全体の資産として管理することも考える必要。

(井上委員)

- ・ 現在は、インターネットで情報が即時に消費者や農業者等が手に入れられる時代であるので、基本計画の見直しや検証といった部分は5年に1回の頻度ではなく、なるべく適宜、最低3年に1回は見直し・検証を行ってはどうか。
- ・ 団体の役割については、団体間の連携、垂直連携を強く進めていただきたい。
- ・ 生産者、食品事業者、消費者の関係はじゃんけんのような関係。相互理解が非常に重要。フードシステムを機能させる垂直的な取組、団体間の連携を進めることによって、相互理解が広げられることを期待。

(山浦委員)

- ・ P. 14、15の行政機関及び団体その他について、農業者の努力、事業者の努力、農業者等の努力の支援という文言があるが、そもそも農業者という言葉の定義を改めて明確にするべき。今までの農業者の定義も様々あったと思うが、農業者自体が減っていくにしても、今後、農業者の定義の部分で専業、兼業、新規、担い手もしくは規模の大小、品目によって、様々な農業者として受け取り方や定義の仕方があると思う。そういった中で農業者等の努力を補助金等で支援していくということだろうと思うが、今後20年を見ると、やはりしっかり未来を見た農業者、単純に言う若手、規模、必要性、そのようなところに特化した支援、未来に特化した支援をすべきではないかと思う。もちろんそれ以外は支援する必要はないというわけではないが、今までとはまた違う角度で、農業者に対してコミットしていくことが重要。

(真砂委員)

- ・ 3点ほど申し上げたい。1つ目は、P. 5の基本計画の見直しについて、テーマを設定するという事だが、イギリスの例の5番目に食品の安全性、消費者の信頼との箇所があるが、その下の日本のこれからの基本計画で何をテーマにするかという中で、食品の安全性が抜けている。前回も申し上げたが、消費者にとって最も関心があるのは食べる食品の安全性。この部分は厚労省所管のテーマになるのかもしれないが、政府全体としてやはり、このテーマを明示的に設定する必要。
- ・ 2つ目は自給率について、何人かの委員から目標を堅持との御意見が出ていて、その反論になるかもしれないが、自給率は、堀切委員も指摘されたが、現在の食

生活、いわば様々な食品がテーブルに並ぶ飽食の食卓を前提にした数字である。そういう意味で、この数字を上げることが不測の事態への対応力を高めるかということには疑問。一方、自給率の向上は消費者あるいは国民の負担をお願いしなければならない話で、不測の事態への対応力を高めない政策に対して、負担をお願いすることに、消費者、国民の理解が得られるかということに疑問。もう少し冷静な議論が必要ではないか。

- ・ 3点目は、不測の事態の財政的な措置の検討という点。憲法29条に財産権の補償の規定があり、そのような検討をすることは当然だが、不測の事態といっても、単に食料が不足しているだけの事態か、あるいは石油も全く止まって日本経済全体がガタガタになっているのか、あるいは言葉を選ばなければならないが、戦時下のようになっているのか、かなり幅広い状況を全て含んで不測の事態と呼んでいると思う。従って、あまり財政的措置について一律な検討や結論を出さない方がいいと思う。

(寺川委員)

- ・ KPIの中に食品の安全性に係る項目は必要。
- ・ 基本計画を策定して見直しをするというPDCAサイクルが5年というのは長すぎる印象。1年でもモニタリングする必要があるだろうし、想定通りでない場合は、その原因を検証し、修正をする必要がある。
- ・ 不測時の対応について、平時でも品不足に陥っている物が存在しており、また、家畜疾病のように突然襲ってくるものもある等、対応の難しいものが多く存在する。このため、相当な運用上の細則が必要となるので、各業界や生産者との対話を通じて慎重に対応する必要。
- ・ 垂直的な取組について、市場経済の中では、各業者も利潤を求める。その場合に、誰かが主導権を取らないといけなくなる。この取組が、掛け声だけで終わらないか危惧している。特定の品目等でモデル的に検証した上で進めるべきではないか。

(二村委員)

- ・ 多くの委員から意見が出されたが、食料自給率はとても平易でわかりやすいが、今日の食料、農業の問題の複雑さを考えると、食料自給率のみでコミュニケーションを図っていくことはミスリードになることが多いのではないかと。提案のとおり、複数の指標を組み合わせた方が、適切であると考えている。ただしあまりに指標が多くならないように、指標間の関連性や、わかりやすさを考慮して、無駄のない構成とすることを検討する必要がある。また、指標については、根拠をわかりやすく示す必要があり、そうすることで、事業者や消費者の理解や行動に繋がっていくものと考えている。
- ・ 定期的なモニタリングと情報開示も非常に重要。他の委員の意見も聞き、私も5年の期間は若干長いと思ったが、何らかの形でモニタリングや情報開示は必要で、特にモニタリングについては、その際の財政支出との関係についても示す必要があると思う。
- ・ 不測時における食料安全保障について、変化の激しい時代であるため、先行きの見通しというのが必ずしもあるわけではないことも考えると、どのような不測時が

生じるかということについては広く考えておく必要があると思うので、判断のプロセスの明示化、情報の公開についての定めというのは非常に重要と考える。

- ・ 消費者の役割や理解は非常に重要だと思う。ただし、消費者が受け身で書かれている点は少し気になる場所であり、消費者自身の参加や参画といった側面を書き込めないかと思った。参加すること、関わることで理解が進むとか、消費者自身から今度他の消費者に伝えていくというような、能動的な役割もあるのではないか。
- ・ 何人かの委員の方からも意見が出たが、団体の役割で、食品産業や流通事業といった、農と食を結ぶ事業者等の役割を積極的に位置づける必要もあると思っている。消費者にとっては、産地の方や生産者と直接やりとりする、コミュニケーションすることも重要だが、日々の暮らしの中で接する食料や食べ物、食品そのものや、売り場を通じ、食料や農業の問題について理解したり、繋がったりするような可能性も広げていく必要があるのではないか。

(柚木委員)

- ・ 基本計画と食料自給率目標の見直しの関係について、基本計画はやはり基本法と具体的な農業政策を結ぶつなぎの役割を果たしていると思うため、基本計画の見直しについては基本法の見直しとセットでやっていくことが必要。
- ・ 数値目標の関係について、食料自給率目標と、不測時は今の基本計画では食料自給力指標が基本として対応してきていると思うが、平時の食料安全保障の指標と不測時の食料安全保障の数値目標等もさらに検討していく必要。
- ・ また計画の検証の関係で、毎年作成している食料・農業・農村白書との関係をどう位置付けていくのかということと、基本計画の見直しとも連動させるといったこともさらに検討していくべき。
- ・ 不測時における食料安全保障の観点では、やはり、何が不測時なのかについて、法制的にもきちんとして、いわゆる緊急事態宣言のようなものがきちんと国の方から発動されるということが必要ではないか。その上で食料安全保障の備えとしての備蓄についてはもう少し深掘りをして、国、地方自治体、また家庭においても対応をどのように考えたらいいかについて、しっかりと議論をしていく必要。
- ・ 最後に行政機関、団体の関係について、P. 15に記載があり、農業者の経営管理の向上への努力という表現の中で、これまで議論したが、農業生産における環境負荷低減への対応の問題がこの中に文言として入っていない。環境負荷低減の取組は、これからの農業に不可欠になることから、そのことを認識しながら対応していくメッセージが伝わるようにする必要。
- ・ またこれまでも何回か指摘しているが、山浦委員からもあったが、基本法の中で農業者という言葉が使われているが、今、現場では非常に多様になっており、基本法では22条では専ら農業を営む者とか、経営意欲のある農業者といった言葉を使っているが、一生懸命農業を頑張る人、趣味的に農業に関わる人と、多様になっている。これまでは、統計上の農家の定義と基本法で使われる農業者とはほぼ同等の関係にあったかと思うが、今後はかなりその幅が広がってくるため、基本法の見直しの中で改めて、基本法で使う農業者とはこういうものかということについて一定程度、整理しておく必要。
- ・ 最後に農業団体含め、行政機関、団体等の役割について、特に食料安全保障の関係での役割について、基本法の中でも読み取れるようにしていくことが非常に重要。

(大橋委員)

- ・ 基本計画に関して、計画の立案と、計画の評価検証というものをつないで考えるという提案だと認識しているが、まさにそうした方向で取り組むべき。現在の行政改革推進の中でも、年に1回、或いは5年に1回評価をすればいいとはなっておらず、適宜アジャイルな形で、しっかりと政策の方向づけをその時々で適切なタイミングで考えていくべきであり、会計年度で合わせる必要はないという考え方。思い切った取組に対して後押しをするような方向で評価立案をしてもらいたいというメッセージもしっかり受け止める必要がある。そうした観点から、食料安定供給、食料安全保障の観点から、食料自給率のみならず、需要側の目線で考えれば、生産だけでなく流通も必要だし、安全性も重要。そういう方向性を、食料安全保障報告書のような形で検証しつつ、政策立案に適宜繋げていき、適宜、国民のニーズにかなった、農業政策を推進することは大変重要。検証は政策によっては年に4回あっても良い位である。
- ・ 不測時に何をするかによって、平時の施策のツールが決まると思う。仮に増産や調達を指示する相手が、農業者含む事業者であるならば、安定供給の責務をどういう形で担わせるのか。協定を結ぶか、認定するのか、なにかしらを考えないと、現状ふわっとしすぎだと思う。例えばインフラで考えると、地域独占性を認めつつ、総括原価で収入を確保するというふうな仕方もある。農業に当てはまるのかどうかは十分議論すべきだが、安定供給の責務の担わせ方はしっかり議論しないと、農業者も相当困惑する話になりかねない。
- ・ 価格の適正性に関して、今回垂直的な取組についての提案があったと思うが、そもそもなぜ価格の適正性が担保されていないのかという根本原因をしっかりと分析すべきだと思う。フランスを含め海外でやられてるから日本でも当てはまるはずだという考え方がよくわからない。一般的に私の分野だと、垂直的な流通慣行は、囲い込みや排除行為にも繋がりがうる。つまり、この形が農業者の所得拡大に繋がるかどうかというのは垂直的に取引する相手による、という認識。その垂直的な取組が、万全の解決策を提起してるのかは精査する必要があるし、またこの価格面だけで取組の施策を前面に出すと、官製カルテルと言われかねない。価格の付け方には産業の構造に問題があるはずなので、根本原因が何かというところから、立ち入った分析が必要だと思う。
- ・ 産業構造の観点で改めて第1回を思い起こすと、部会長から、並木政吉先生の『農村は変わる』という本をご紹介いただいた。この本は、「曲がり角の農業」という言葉から始まり、趣旨は、農業問題の解決は零細化にはないということ。1960年出版だが、資本主義に抗うことはできない以上、農業も賃金を上げて社会保障を整備し、専業化・共同化をすることによって、産業の再構成を図るべきという結論で結ばれている。こうした先人の言葉もまずしっかり聞くべき。基本法の改正というのを形だけにしてしまって、実態が伴わないからと、形だけを変えていったところでしょうがない。先人の言葉を胸に落としながら、骨太の政策を組んでいくことが重要ではないかというのが、部会長に対する私の回答である。

(合瀬委員)

- ・ 基本法の見直しにあたり、この20年間様々な状況が変わったので、基本法に輸出やみどり戦略、スマート農業等の項目について加えることや、不測の事態やその宣

言、その法制化や役割を付け加えることについて異論はない。また、食料自給率と、新たな指標を設けるというところについて、数字を挙げて政策を見える化し、その効果を検証しながらPDCAをまわすことを基本法に加えることは問題ないと思う。しかしその一方で、自給率さえ達成できてないのに、また色々な数字を挙げることが本当にできるのかどうかという意見もある。数字を挙げるのであれば、まずはその実現にも全力を挙げなければ、行政に対する不信が増すばかりではないか。二村委員からも先ほど意見があったが、本当に色々な数字を入れるのがいいのか、関連性のところも含め、検証しなければならない。

- ・ 基本法に細かいことを書き込むと、また環境が変わったときに変えざるを得ない。骨太なことを書くことを意識し、あまり細かいことは書かないほうがよいと感じる。何年かごと、環境が変わるごとに見直すと、政策の一貫性が毀損されるのではないかという懸念がある。農業問題は構造的に複雑であり、その都度変わると現場の混乱が相当大きいことから、政策の一貫性を基本として、書きぶりを考える必要。
- ・ 基本法39条以下の審議会のあり方について、基本法では、政策を決める場合には、審議会は、農林水産大臣に対して意見を述べるができるとなっている。ただ特にこの10年間の状況を見ると、政策は官邸の農林水産業・地域の活力創造本部でほとんど決まり、審議会では、既に決まったことを了承するようになっている。本来、意見を述べるができるのであれば、そこで変えることができるはずだが、官邸で決まり、審議会については、そこに少し意見を言うというふうな位置付けになっている。自分も委員を務めていたが、民主党政権当時、戸別所得補償の導入の際も同じだった。これが政策の一貫性をゆがめてしまったことは間違いない。政治主導という政策決定のプロセスであれば、本来はこの39条以下も変える必要がある。政策の一貫性を考えると、審議会の意見をきちんと受けとめ、政策に反映していくプロセスは大事にする必要。

(高槻委員)

- ・ 今回、平時と不測時とを分けて整理して議論いただいたことで、かなり明確になったと思う。不測時については、平時に考えておかないと対応できないし、できても限定的。準備していても様々なことが起きうるため、できるだけ平時に議論していくことが重要。
- ・ 食料に包含されているかもしれないが、飲料水・水についても明示的に検討していくべきではないか。食料があっても水がなければ困る。農林水産省がどこまで所掌できる範囲なのか分からないが、特に不測の事態の対応を考えるなら水も織り込むべき。
- ・ 団体の役割等のところでNPO、RMOやフードバンクなども補足いただいているが、関係人口の観点もここに加えるべき。以前の検証部会でも関係人口の持つ意味について触れたが、農村における労働力不足を補う点でも、こちらでも触れておくと、より明確になるのではないか。

(三輪委員)

- ・ 基本計画について、EBPMの目線からKPIを設定して、検証していくことがより重要になってきていると理解しており、その中で、目的に合わせたKPI設定が不可欠だと思う。自給率にもカロリーベースと生産額ベースの指標があり、それに加えて

食料国産率もある。それぞれ目的が全く違い、他の用途で使うとミスリードも起きる。様々な状況を適切に理解するために様々な指標を拡張させてきたと思うが、複雑になっており、メッセージが間違っていて伝わってしまうことは避けられないといけない。意味や目的の明確化、関係性の明示が大事。

- ・ 検証について、センサスなど、5年ごとにしか取れないデータがあることは理解しているが、毎年取れるデータや暫定的な状況は、例えば食料・農業・農村白書の中で数値を出すといった形で、常に毎年状況を色々な方から見てもらう検証は、農水省や政府の中で行うほか、外から見てもらう部分もあると思うので、データを細かい頻度で見られる状況にしておくのは大事。
- ・ 緊急事態食料安全保障指針の中で、レベル2になった時、対策の実効性が本当にあるのかは、現状の法制度ではまだぐらついている状況。以前申し上げたとおり、例えば高カロリーな作物に転換するとき、それに応じてもらう、もしくは半強制的になってしまう状況もあると思う。生産者の方々の収入の補填の仕組みや財源をどうするのかを、起きてから考えるわけにはいかない。また、河川敷、公園、緑地、ゴルフ場などを農地化するというような方策等も出ているが、すぐ転換できるのか、個人や企業等、民間の所有物はどうするのかといった問題もあると思う。レベル2が起きている時に法制度を考えたり法律を作ったりするのはもう100%間に合わないの、方向性は必要。農水省にて食料安全保障のシミュレーションが定期的に実施されており、課題も明確になってきていると思うので、個別の指針や法律で十分にクリアできない部分については、今回の基本法の見直しで盛り込んでいただけるとよいと思う。

(吉高委員)

- ・ 資料の内容に大きく異論するところはない。
- ・ ウクライナ情勢やその他の地政学リスクから、世界中で食料安全保障とエネルギー安全保障がほぼ同義で認識されている状況の中で、今回の見直しは本当に重要。国民一人一人が食料危機に対する認識が高まるような形で大きなメッセージを発信してほしい。俗に言われるブラックスワン、一旦起こると非常に大きなインパクトがあるリスクに対する感度が日本人は低いと言われている。
- ・ 基本法自体はあるべき姿を示すということであれば、頻繁に見直しをするべきものではない。KPIについて、自給率目標は維持する方針のようだが、どの国もKPIは運用としての計画の中で見直しており、基本法ではなく計画の中で見直すべき。また、KPIは、資料に例示されているものだけでなく、様々出てくると思うので、自給率とそれらの関係性もあわせて示していく必要。
- ・ 水産資源の漁獲量が減少していることをよく耳にする。自分で生産できる部分と生産できない部分というのもあるので、そういうことも含めて広くKPIの設定を検討いただきたい。

(中嶋部会長)

- ・ 不測時のマニュアルや指針を精緻に作成されていると思うが、不測時とはどういった状況なのか、現時点の整理を農水省側から説明してもらいたい。
- ・ 委員の皆様からは、KPIを設定してPDCAサイクルを回すという点は妥当だという意見だったが、それを確認していく頻度は5年に1度では、期間が長いという意見

があった。3年にするのか、あるいは項目によって頻度を変えるのかという議論もあるだろう。

- ・ また、その評価にあたって白書を利用できるのでは、という意見があり、私も同様の印象をもったが、白書は、基本法では年次報告をすとの規定であるため、この点も検討課題と考える。
- ・ KPIの設定については、食料安全保障や自給率の分野で、との事務局の提案であったが、環境分野も含めて広げるべきでは、という意見があった。これは全体の計画の立て方によるため、議論の整理が必要だが、環境分野のKPIはみどり戦略で設定されているため、別枠で議論すべきなのかどうかということもある。
- ・ 農業者の定義についても議論があった。これまでの議論であった、多様な農業者、経営の在り方等にも繋がるが、（条文には）農業者の役割という項目があるので、かなり重要な論点と認識。将来的にはクロスコンプライアンスの議論等にも繋がってくるのではないか。
- ・ また、なぜその項目をKPIとして設定したのかという理由を国民に理解してもらえようなロジック、仕組みが示されるべきとの御指摘には同意する。一般的にKPIはアウトカム指標のことが多いと思うが、そこに至るまでのロジックモデルを作り、どういったセクター間の関係があるのか、枠組みを示すべき。一般の人は、自給率を上げるために、どこを改善して積み上げていくべきか理解できない。そういった枠組みを示さないと、達成できなかった時に、なぜできなかったのかに対して思いが及ばないし、農業者も自治体も十分に理解できない可能性がある。
- ・ 不測時と平時の食料安全保障の議論を行うならば、当然食料自給率もどういう意味を持つのか見直しが必要という点は皆様からの御指摘のとおり。分母の消費の在り方が不測時には変わってくるため、その有効性について指摘いただいた。その代案として示されているのが食料自給力指標であることを柚木委員から説明をいただいた。食料自給力指標が提案された基本計画を検討する部会の部会長を務めていたが、その際は必ずしもそこまでは踏み込まず、1つの参考指標として利用してくださいというところにとどまっているので、不測時の議論に供することができる指標となりえるかどうかについては、もう少し検証が必要。

（杉中総括審議官）

- ・ 不測時がどういう状況かについて、第3回基本法検証部会の資料の中に緊急事態食料安全保障指針の概要を掲載している。食料の供給に影響を及ぼす不測の要因としては、例えば、国内における要因では大規模自然災害や異常気象、感染症の流行等の6つの要因、また海外における要因では、大規模自然災害や異常気象、感染症、輸出国における紛争、政情不安、テロ、輸出国における規制、貿易上の障害、為替の変動、石油等の燃料の供給不足等の19の項目が掲げられている。
- ・ 不測時のレベルについては、レベル1として、特定の品目が平時の供給を2割以上下回ると予測される場合、レベル0として、レベル1以上の事態に発展するおそれがある場合、措置が究極的なレベル2として、1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合と規定している。ただし、実際の措置をする場合、価格の高騰のようなものもあるので、要因とレベルについては、さらに議論を深めていく必要があると考えている。

- ・ なお、基本計画の見直しにあたっての食料安全保障の対象について、イギリスの食料安全保障報告書の事例では、いわゆるグリーンの施策も「イギリスの食料供給源」の中に含まれている。食料安全保障を短期で見るのか、長期的な生産力で見るとかという捉え方次第で、フレキシブルな設定ができると考えている。

(清原委員)

- ・ 堀切委員から御指摘のあったフランスにおける垂直的な職業間組織について、私自身調査に関わったことがあるが、フランスには実際に家畜食肉専門職業連合協会や全国乳業職業連合センターという垂直的な組織がある。これら組織を作る上で、社会的なコストがかかるのではないかといった御指摘があったが、これら組織は生産における各段階の水平的な組織から構成されている。
- ・ 大橋委員からは価格のためだけにこのような組織を作ることに疑問が呈されていたが、これら組織の目的は価格だけではない。主に食肉や乳製品では衛生面や安全についての品質を担保するための食品を作ることも含まれる。例えば、政府の決定に小さな事業者も適合できるように基準を作るといった、一番下位の水平的な組織だけでは解決できない課題を解決するためでもある。当然、これら組織でも価格についても検討するが、競争法との関係もあるため、公平な価格を実現することは非常に困難であり、カルテルのようなことは起こらないと考える。

(中嶋部会長)

- ・ 合瀬委員からの、細かいことを基本法に書くと、基本法を頻繁に変えないといけなくなるという点では、たしかにその通りだが、今回の検証は、基本法の下で施策を講じていく上で重要な論点は何かという観点であり、現行の条文で対応できるか否かは、今後確認していくことになる。現在議論している内容を全て法律に盛り込むわけではないと承知している。
- ・ また、大橋委員からは、大きな枠組みやビジョンを前提にしながら基本法も見直ししていくべきという非常に重要な御指摘をいただいた。基本計画は5年ごとに見直されているものであるため、大きなビジョン等とは少し離れていると思うが、重要な指摘と認識。

以 上